

滋賀県告示第56号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき申出のあった次の病院は、同項に規定する救急病院である。

平成29年1月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者	所在地	認定期限
大津赤十字病院	日本赤十字社滋賀県支部	大津市長等一丁目1番35号	平成32. 1. 31
大津市民病院	大津市	大津市本宮二丁目9番9号	平成32. 1. 31
守山市民病院	守山市	守山市守山四丁目14番1号	平成32. 1. 31
社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	社会福祉法人恩賜財団済 生会支部滋賀県済生会	栗東市大橋二丁目4番1号	平成32. 1. 31
医療法人社団御上会野洲病院	医療法人社団御上会	野洲市小篠原1094番地	平成32. 1. 31
医療法人恭昭会彦根中央病院	医療法人恭昭会	彦根市西今町421番地	平成32. 1. 31
公益財団法人豊郷病院	公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12番地	平成32. 1. 31
長浜赤十字病院	日本赤十字社滋賀県支部	長浜市宮前町14番7号	平成32. 1. 31
長浜市立湖北病院	長浜市	長浜市木之本町黒田1221番地	平成32. 1. 31
高島市民病院	高島市	高島市勝野1667番地	平成32. 1. 31